

災害等情報（詳報）

鉱種：金、けい石	鉱山の所在地：鹿児島県					
災害等の種類：坑外 運搬装置のため（自動車のため）	発生日時： 平成29年8月18日（金） 11時35分頃	罹災者数	死	重	軽	計
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 58歳、ダンプ運転、請負、勤続年数・担当職経験年数：4ヶ月、 （非鉱山労働者）				(1)		
罹災程度：左手指伸筋腱断裂、第12胸椎破裂骨折、右肺挫傷、両側肋骨骨折、右外傷性血気胸、右手指座創、胸骨骨折(休業見込み3ヶ月)						
<p><b>【概要】</b></p> <p>罹災者は、切羽で発生した剥土（捨石）を10tダンプトラックで集積場へ運搬する作業に従事していた。運搬中、ガス欠でエンストを起こしたため給油を行った。その後エンジンを始動させようとしたが、セルモーターが回らなかったため、専門業者を呼び状態を確認したところ、セルモーターの異常が確認された。罹災者はセルモーター交換には平坦な場所が良いと考え、故障車を牽引するため一旦事務所に戻り、別の10tダンプトラックとワイヤーロープを調達し、同僚作業員に牽引を依頼した。このとき、牽引して移動することは鉱山の責任者には連絡していなかった。集積場入口まで移動し、さらに少し下がったところの広場まで牽引を行っていたところ、広場手前の下り坂で牽引ワイヤーが切れ、エンジン停止によりブレーキが効きにくく、ハンドルが重くなっていた故障車は制御不能となり、カーブを曲がりきれず、土盛り（0.2～0.3m）を越えて崖から転落した。罹災者は、車の天井と運転席に挟まれていたため、同僚作業員が保安管理者に報告し救助隊を要請した。罹災者は救助隊に救出され病院へ搬送された。</p>						
<p><b>【原因】</b></p> <p>① エンジン停止により、ブレーキが効きにくく、ハンドルが重くなっている状態の中でダンプトラックを下り坂で牽引した。</p> <p>② ダンプトラックの整備不良により、エンストとセルモーターの故障が発生した。</p> <p>③ 協力会社の作業において、鉱山との指揮命令系統が明文化されていなかったため、罹災者が独自の判断で牽引作業を行った。</p> <p>④ 鉱山道路の土盛りが技術指針の0.6m以上を満足していなかった。</p>						
<p><b>【対策】</b></p> <p>① 作業標準書において牽引作業を原則禁止。</p> <p>② 協力会社に対し、使用機器・車両の作業日毎に鉱山への点検状況報告書の提出を義務付け、さらに整備不良車の鉱山内での使用を禁止。</p> <p>③ 協力会社ごとに連絡・指示命令系統を明記した安全管理体制図を作成し、トラブル時に同体制図に従うよう作業標準書に記載し保安教育を実施。</p> <p>④ 鉱山内の転落の可能性のある道路路肩及び採掘切羽欠口に土盛の嵩上げを実施。</p>						
<p><b>【参考情報等】</b></p> <p>○鉱山保安法令における参考規定は以下のとおり。</p>						

< 鉱山保安法令 >

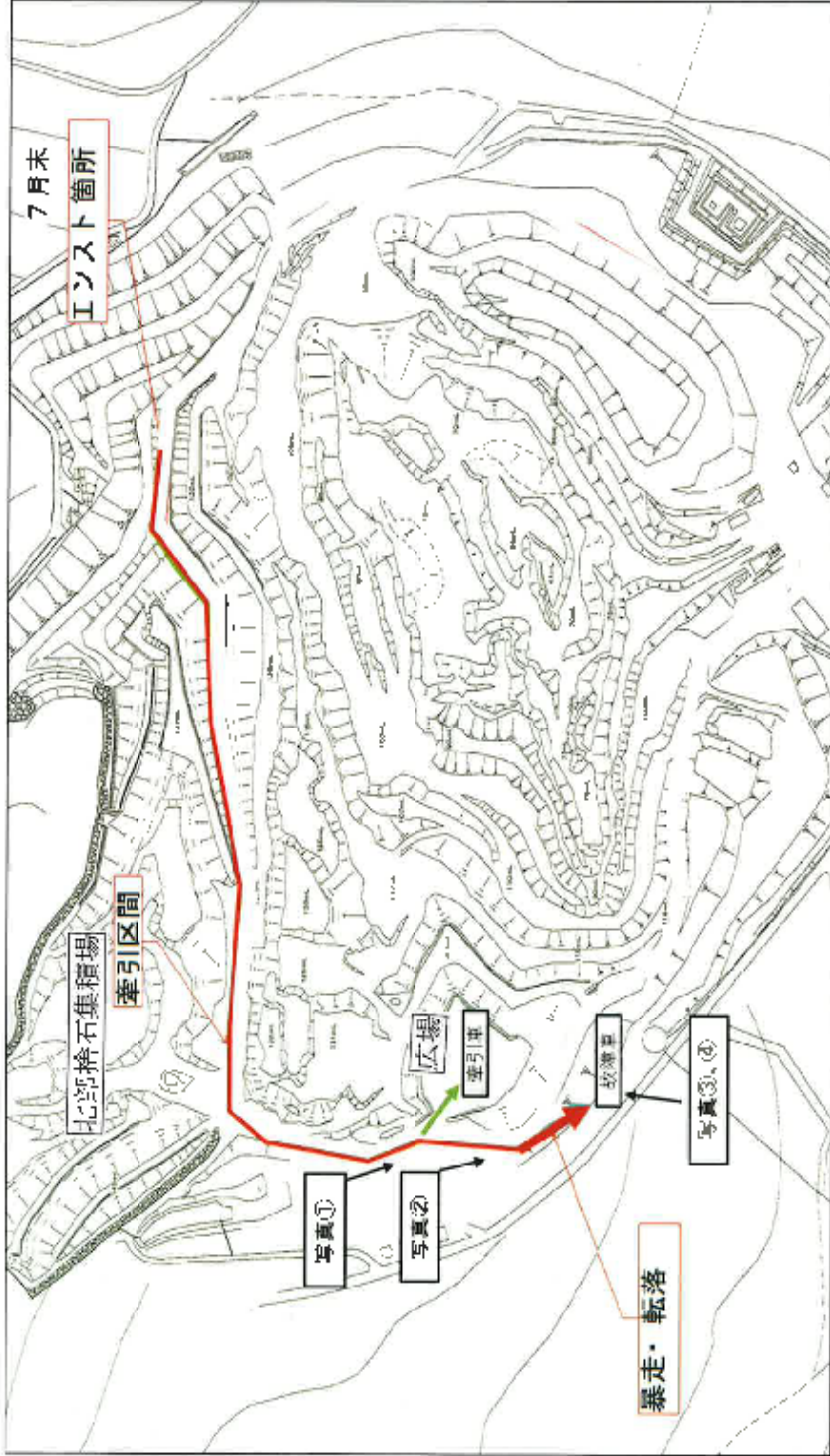
- ・規則第 26 条第 3 号 鉱業上使用する機械、器具及び工作物については、始業時、月次等、定期的に点検を行うこと。
- ・転落防止設備（技術指針第 14 章 3）
- ・作業手順の規定及びその周知（規則第 12 条関係）

< 労働安全衛生法関係 >

- ・車両系荷役運搬機械の整備に係る規定は、以下のとおり。  
始業前点検（規則第 151 条の 75）

**【お問い合わせ先】**

九州産業保安監督部 鉱山保安課 松寄、栗原  
電話番号：092-482-5931





写真① 鉾山道路下り坂 広場への分岐



引きちぎられた様に道路に落ちていたワイヤー (約 2.2m)



写真② 鉾山道路左カーブと転落箇所



写真③ 全損したトラック



写真④ 全損したトラック